

池田町相談支援事業所 結愛

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人池田町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する池田町相談支援事業所 結愛（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「相談支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者及びその家族」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者及びその家族の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者及びその家族がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及びその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、常に利用者及びその家族の立場に立って、利用者及びその家族に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス等を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 池田町相談支援事業所 結愛
- (2) 所在地 岐阜県揖斐郡池田町下東野18番地の8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員1名(常勤職員1名)

相談支援専門員は、地域の利用者及びその家族からの日常生活全般に関する相談に関する業務、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「利用計画」という。)の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) 利用計画書を作成すること。
- (ウ) 利用計画書を利用者及びその家族に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者及びその家族からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

- (4) サービス提供時間

午後9時から午後4時までとする。

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障がい者(18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障がい者(18歳未満の者を除く)
- (4) 障がい児

(相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者及びその家族の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者及び障がい児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

(ア) 適切な方法により、利用者及びその家族の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者及びその家族が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者及びその家族の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案(以下「利用計画案」という。)の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援又は指定障害児通所支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) 利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、総合支援法第19条第1項又は児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する介護給付費等又は障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(ウ) 利用計画案を作成した際には、利用計画案を利用者及びその家族に交付するものとする。

(4) 利用計画の作成

(ア) 支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定を踏まえて利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者等又は指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえた利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(ウ) 利用計画を作成した際には、利用計画を担当者、利用者及びその家族に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者及びその家族の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じて利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定（以下「支給決定等」という。）が必要であると認められる場合には、利用者及びその家族に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（利用者及びその家族から受領する費用の額等）

第8条 法定代理受領を行わない相談支援を提供した際は、利用者及びその家族から総合支援法第51条の17第2項又は児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及びその家族から徴収することができるものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年10月1日条例第30号）第18条に規定する車賃とする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及びその家族に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の依頼を受けて、当該利用者及びその家族が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、総合支援法第29条第3項第2号又は児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「総合支援法施行令」という。)第17条第1項、に規定する負担上限月額、総合支援法施行令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項に規定する負担上限月額、児童福祉法施行令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、池田町において実施するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者及びその家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した相談支援に関し、総合支援法第10条第1項又は児童福祉法第57条の3の2の規定により市町村が、総合支援法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により岐阜県知事が、また、総合支援法第51条の27第2項により市町村長、児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事並びに市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事並びに市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 事業所は、利用者及び障害児等に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修採用後3カ月以内

（2）継続研修年1回

（3）前2号に規定する研修以外の研修（所長がその都度定める。）

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者及びその家族に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は池田町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。